

苫小牧市議会災害時対応マニュアル

苫小牧市議会

(令和3年6月7日一部改正)

1 基本方針

議会は、市民を代表する議決機関として予算や決算、条例、重要な政策や計画などの事項について議論し、市の団体意思を決定するとともに、市民の負託に応える役割を担っている。他方、災害時にあたっては、これら本来の機能とは別に、被災市民の救援と被害復旧のために、市長と連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。

このため本市議会は、地震等の災害時の議会としての対応を次のとおり定める。

- (1) 議会は、苫小牧市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が迅速、かつ円滑に応急活動が実施できるよう、情報提供を受け必要な協力・支援に努める。
- (2) 国、道、関係機関等に適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みを協力・支援することに努める。
- (3) 広域的な応援体制の必要があると判断したときは、関係自治体の議会と情報を共有し、積極的に連携を図ることに努める。

2 議会の対応方針

(1) 会議開催中に災害等が発生した場合の対応

- ① 正副議長（正副委員長）は、本会議等開催中に災害等が発生した場合、会議の休憩を宣言し^(※1)、議会事務局職員は、傍聴者の避難誘導などの安全確保対策を行う。
- ② 正副議長（正副委員長）は、災害等の状況に応じて、議会運営委員会、理事会等の開催について協議を行い、本会議及び委員会等の「再開」「自然散会」「延会」「中止」等の判断を行う。
- ③ 議会事務局（以下「事務局」という。）は、災害・被害の状況の把握に努め、正副議長（正副委員長）に報告する。
- ④ **議員は、災害状況の確認をする場合は、事務局を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、市担当部局へは問い合わせを行わないこととする。**

※1 会議の休憩を宣言する場合

- ・ 大きな揺れを感じる地震発生時
- ・ 庁舎内における火災や事故等の発生時
- ・ 樽前山噴火警報発表時など同規模程度の災害が発生した場合

(2) 散会后・休会中・閉会中に災害^(※2)が発生した場合の対応

※2 災害 — 市災害対策本部が設置されている規模の災害を想定

- ・ 地震（震度5弱）発生
- ・ 津波警報発表
- ・ 風水害等による浸水、崖崩れ等が発生し避難勧告・指示が発令
- ・ 樽前山噴火 など同規模程度の災害の発生

① 議員は、次の方法で事務局へ速やかに安否を連絡し、連絡体制を確立する。

- 1 タブレット端末内のアプリ「LINE WORKS」での連絡（タブレットが使用できない状況の場合は2又は3の方法で連絡する。）
- 2 事務局へ電話。
- 3 事務局へメール。

■ 議会事務局への連絡先

- 1 タブレット内の「LINE WORKS」を起動し、「トーク」→「全員」
- 2 議会事務局 電話（０１４４）３２－６７８５
- 3 議会事務局 メールアドレス
gikai@city.tomakomai.hokkaido.jp

※夜間等の連絡については、事務局長及び事務局長が指定する職員とする。

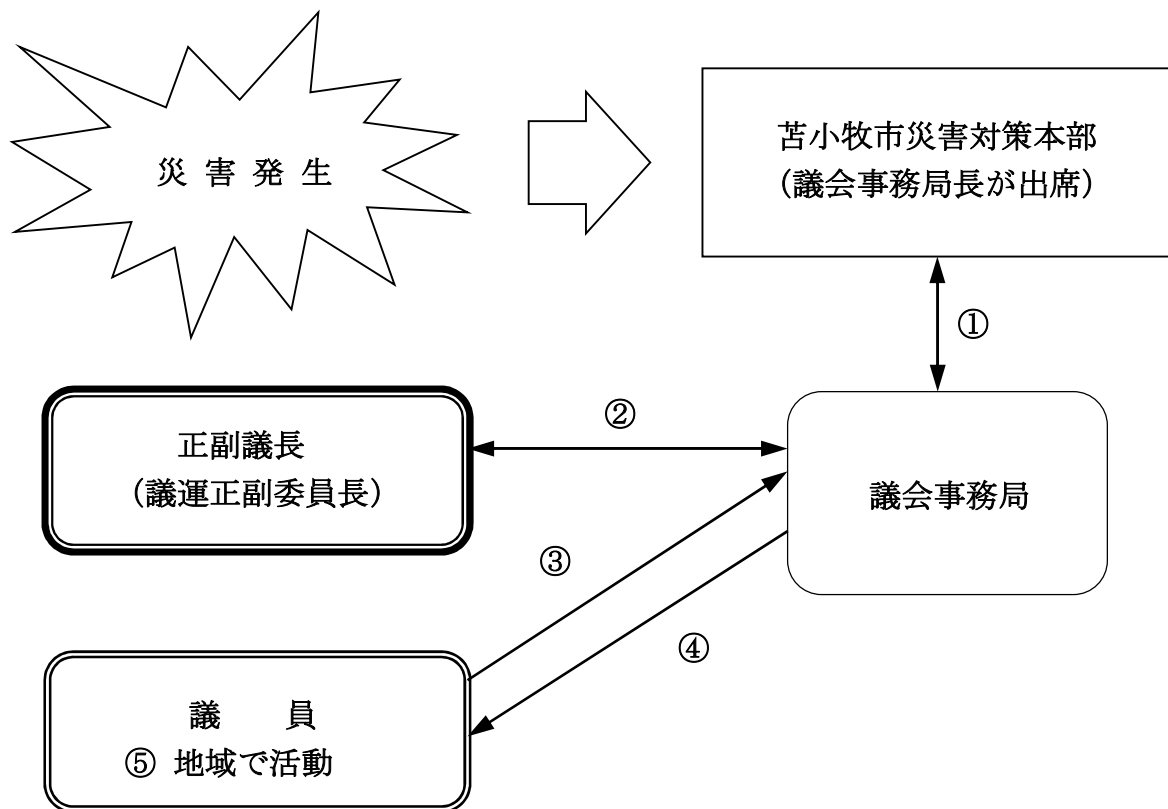
- ② 正副議長及び議会運営委員会正副委員長は、必要に応じ、議会運営委員会、理事会等の開催について協議を行い、本会議及び委員会等の「開催」「延期」「中止」等の判断を行う。
- ③ 正副議長は、必要に応じ、議員を招集することができる。
- ④ 議員は、テレビ、ラジオ、市ホームページ等により災害状況の確認をする。
なお、災害状況の確認をする場合は、事務局を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、災害対策本部及び市担当部局へは問い合わせを行わないこととする。
- ⑤ 事務局は、正副議長（議運正副委員長）に被災状況及び災害対策本部の対応状況を速やかに報告する。
- ⑥ 議員は、地域における被災状況に応じた支援に努め、安全の確保や避難所への誘導などできる限り協力する。
- ⑦ 災害が長期に及ぶ場合、必要に応じて全員協議会等を開催する。

3 その他（委員会視察、研修会等について）

（１）委員会視察、研修会等の期間中に災害等が発生及び発生が予想される場合の対応

- ① 正副委員長等は、災害等の状況に応じて、委員会視察、研修会等の中止及び延期の判断を行う。
- ② 委員会視察、研修会等の中止及び延期の判断を行った場合、事務局を通し、正副議長に報告する。
- ③ 事務局は、正副委員長等に被災状況及び災害対策本部の対応状況を速やかに報告する。
- ④ 議員は、災害状況の確認をする場合は、事務局を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、災害対策本部及び市担当部局へは問い合わせを行わないこととする。

4 市議会の災害発生時の対応イメージ（災害対策本部が設置された場合）



- ① 議会事務局長は、災害対策本部会議に出席し必要な情報を収集する。
- ② 議会事務局は、災害対策本部で得た情報等を正副議長（議運正副委員長）に提供するとともに必要な指示を受ける。
- ③ **議員は、議会事務局に安否を連絡し連絡体制を確立する。**
- ④ 議会事務局は、災害対策本部で得た情報等を議員に提供する。
- ⑤ **議員は、地域における被災状況に応じた支援に努め、安全の確保や避難所への誘導などできる限り協力する。**

附 則

このマニュアルは、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和元年９月１３日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和３年６月７日から施行する。